【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月23日
【会社名】	スリーエム カンパニー (3M Company)
【代表者の役職氏名】	上席副社長兼最高財務責任者　デヴィッド・W・メリーン (David W. Meline, Senior Vice President and Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター (3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　石 井　　禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士　岡 田　次 弘 弁護士　鈴 木　惇 也
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）の取得にかかる新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)（注１） 13,313,401米ドル（1,019,140,847円）（注２）
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

（注１）新株予約権証券の発行価額の総額。
（注２）新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

1．本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
2．別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル＝76.55円（2012年2月7日現在の三菱東京UFJ銀行株式会社における対顧客電信売買相場の仲値）の換算率により計算されている。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じましたので、関係事項を本訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

【訂正事項】

第一部　【証券情報】

第１　【募集要項】

１　【新規発行新株予約権証券】

(2)　**【新株予約権の内容等】**

【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

＜訂正前＞

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で151,478株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき87.89米ドル（6,728円）(注1)(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	13,313,401米ドル（1,019,140,847円）(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は新株予約権1個につき87.89米ドル（6,728円）(注1)、資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2013年2月7日至2022年2月7日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	2008年プランの第5条、第7条及び第8条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。 ストック・オプションは、3年間で3分の１ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2022年2月7日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	2008年プランの第13条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2008年プランの第11条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注１) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注２) 2012年2月7日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注３) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

(摘要)

(1) 2008年プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。2008年プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションは、委員会が設定し、かかるオプションを証する書面に記載された日時に行使可能となり、また早期に終了されない限り、付与日から10年目の応当日に満了となる。

(2) ストック・オプションの行使において、所定の払込金額及び源泉税額（課税される場合）の全額を支払わなければ、いかなる株式も発行されないものとする。

(3) ストック・オプションの行使により株主となった者に対する配当については、本新株予約権の行使後、最初の配当より既存の株主と同様に取り扱われる。

(4) 参加者は、株式報奨の対象となる普通株式の株券を、ストック・オプションの行使後速やかに受領する権利を有する。

＜訂正後＞

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で151,478株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき87.89米ドル（6,728円）(注1)（注2）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	13,313,401米ドル（1,019,140,847円）(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は新株予約権1個につき87.89米ドル（6,728円）(注1)、資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2013年2月7日至2022年2月7日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	2008年プランの第5条、第7条及び第8条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。 ストック・オプションは、3年間で3分の１ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2022年2月7日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	2008年プランの第13条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2008年プランの第11条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注１) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注２) 2012年2月7日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注３) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

(摘要)

(1) 2008年プランに基づき付与される新株予約権の行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。2008年プランに基づき付与される新株予約権は、委員会が設定し、かかる新株予約権を証する書面に記載された日時に行使可能となり、また早期に終了されない限り、付与日から10年目の応当日に満了となる。

(2) 新株予約権は、(i)当社若しくはその代表者宛ての、又は報酬委員会の採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、また、(ii) 新株予約権の行使価格及び所定の源泉税額（課税される場合）の全額を支払うことにより、行使されたものとみなされる。

(3) 新株予約権の行使により取得した普通株式の配当は、第1回目の配当より、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。

(4) 参加者は、株式報奨の対象となる普通株式の株券を、新株予約権の行使後速やかに受領する権利を有する。

(5) 新株予約権の行使により取得した株式は、従業員に発行され、振替制度によってその証券口座に預け入れられる。通常、新株予約権の行使時に、従業員に対して、株券は発行・交付されない。